



テキサスから見る八木弁護士の法律ワールド 4

遺言書を作成するメリットは？

今回は、誰もが避けては通れない相続の問題について分かり易く解説します。なぜ遺言書が必要か、どのようにすれば自分が亡くなった後スムーズに遺産相続が行えるか、遺言書を作れば充分なのかなどを考えましょう。実は、テキサスを含むアメリカの相続全体のシステムそのものが、日本とは異なっているのです。

1. アメリカの遺産システム：日本との違い

歴史的な経緯から、日本とアメリカでは遺産を相続する方法が異なります。日本は「包括承継主義」を用いており、誰かが亡くなった際、プラスの財産もマイナスの財産(借金)も、その相続人が全てそのまま承継するのがデフォルトルールになっています。すなわち、法律上は遺言書がなくても相続人に遺産が承継されることになっており、遺言執行者(分配手続きをする人)も必須ではありません。これに対しテキサス州を含む英米法は「管理清算主義」を用いており、裁判所で承認された遺言執行者や遺産管理人と呼ばれる人たちが、遺産からマイナスの財産(借金など)を支払った後に、残ったプラスの財産を相続人に分配します。相続法は州によって細かな点が異なりますが、ここテキサス州では遺言書で遺言執行者(Executor)を指名すると、そのExecutorが財産の分配手続きを担当(=遺言書を執行)し、遺言書がない場合は、裁判所を通して遺産管理人(Administration)が選任され、遺産の管理清算をします。

2. Probate = 検認？

以上のとおり、原則として遺言書の有無に関わらず、裁判所に選任された遺言執行者又は遺産管理人が遺産分配手続きをします。アメリカではこの遺産相続手続き全体を「Probate」と呼んでいます。「Probate」の日本語訳は「検認」ですが、日本の家庭裁判所が行う検認手続きは米国とは異なり、公正証書遺言と認められない遺言書があった場合のみ、遺言書の存在と形式を確認するものであり、いわば証拠保全手続きです。これは遺産相続手続き全体を指すものではありません。よって、日本における「検認」は、アメリカの「Probate」の一部とみなされません。

3. アメリカにおける遺言書の重要性

テキサス州では、遺産の清算は通常、裁判所の選任した人に委ねられることが分かりました。それでは、通常の法定相続人への相続でも、遺言書を作成することにメリットはあるのでしょうか？ — はい、確かにあります。遺言書で相続人が指名されていれば、法定相続人を認定する手続き(Heirship Determination)が不要になり、相続手続きが円滑に進みやすくなります。日本では、親族関係を証明する戸籍制度が存在し、相続法もこの戸籍と相続関係がリンクしています。そのため、相続人を認定する手続きを裁判所で改めて行う必要はありません。一方、テキサス州では、出生証明書等などは存在しますが、日本のような戸籍はなく、各種証明書が相続法とリンクしているわけではありません。テキサス州法上では、法定相続人認定手続きには故人の家族構成を知っている証人が2名以上必要で、その証人が日本在住であったり、英語が話せない等、手続きが煩雑になります(=関係者の負担が増える)。そのため、遺される愛すべき人たちのためにも、遺言書を作成しておくことが重要です。

4. 遺言書だけでは不十分。その他大切な遺産関連文書

「遺言書を作っておけば安心ですね。」と考える方も多いでしょう。しかし、実際にはそう単純ではありません。Willは亡くなった後の財産分配を決めておく役割があります。しかし、亡くなるまでも、そして亡くなった後にも自分を取り巻く問題は尽きません。例えば、病気等によって自分が判断能力を失ってしまった場合の意思決定や、死後の葬儀や埋葬方法などです。このような問題に対処するため、通常遺言書だけでなく、一連の書面をセットとして作成します。具体的には、(1)遺言書に加えて、(2)Statutory Durable Power of Attorney (財産管理に関する委任状)、(3)Medical Power of Attorney (医療に関する委任状)、(4)Directive to Physicians (医師への延命処置に関する指示書)、(5)HIPAA Release (医療関連情報の開示許可書)、(6)Declaration of Guardian in the Event of Later Incapacity or Need of Guardian (任意後見人の指名書)、(7)Appointment for Disposition of Remains (葬儀等に関する指名書)があります。紙幅の関係上内容説明は割愛しますが、これらの中には、具体的指示を書面化するものばかりでなく、問題が生じたときの判断権者を指名する条項も含まれます。本人が判断できない状態に至ったときに、近い人たちのうちで誰が判断するのか、ということ予め指名しておくことで、近親者の負担は格段に軽減されます。遺言書を含めたこれらの関連書類をつくることで、万一のときに備えておくことが、あなたの愛する人たちへの責任でしょう。

5. 最後に

一般的な説明は以上のとおりですが、多くのみなさんは、親族が日本にもいらっしゃることで、自分も知らず知らずに日本の遺産を相続したり、自分が亡くなった際に日本在住の親族が遺産を相続することもあります。この場合も見越して、さらに詳細な検討が必要です。自分が判断できなくなったとき、そして自分が亡くなった後にご家族に問題が残らないよう、自分の親族関係と資産に合わせた遺言セットを作成しておきましょう。今後も、このコーナーでは事業・生活に欠くことのできない身近な法律問題を取り上げたいと思いますので、聞きたいテーマがありましたら是非ご連絡ください。



(免責事項)

当コーナーは、読者の皆様が身近に感じられると思われるトピックについて分かり易く一般的な法律知識(あくまでもテキサス州法である点ご留意ください)を提供する場所であり、具体的に法的又はその他のアドバイスを提供することを目的としたものではありません。記載内容の正確性の確保に努めていますが、その利用によって利用者等に何等かの損害が生じた場合でも、本誌関係者は一切の責任を負いません。

Adair Myers Stevenson Yagi PLLC
弁護士：八木 謙一

日本法監修：浅井綜合法律事務所
弁護士：科塾(しなの)貴広